



付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。</li> </ul>
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として満期日前に解約することはできません。</li> <li>満期日前に解約する場合は、別表(※1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 ※1. 別表「<a href="#">定期預金の中途解約利率表</a>」</li> </ul>
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は<a href="#">ホームページ</a>でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表(※2)のとおり受付けております。 ※2. 別表「<a href="#">苦情・紛争等の受付窓口</a>」</li> </ul>
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の対象預金となります。</li> <li>預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれません。</li> </ul>